

申告者住所・氏名等

申告書の住所（現住所及び令和8年1月1日現在の住所）、氏名、生年月日、電話番号、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。

代理人が申告する場合は、代理の欄に代理人氏名を、続柄の欄に申告者との続柄を記入してください。

(17) 寡婦控除

下記のいずれかに該当する場合は、該当する箇所に☑印を付けてください。

△夫と死別後婚姻をしていない方または夫が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下の方

△夫と離別後に婚姻をしておらず、扶養親族（合計所得金額58万円以下）を有する方で合計所得金額が500万円以下の方

※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がある場合は適用対象外です。

(18) ひとり親控除

下記に該当する場合は、該当する箇所に☑印を付けてください。

△現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、生計を一にする子（総所得金額等58万円以下）を有し、合計所得金額が500万円以下の方

※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がある場合は適用対象外です。

(19) 勤労学生控除

下記に該当する場合は、該当する箇所に☑印を付けて、学校名を記入してください。

△勤労学生で給与所得等を有する方のうち、合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方

(20) 障害者控除

障害者手帳の交付を受けている方は、該当する手帳の種別に☑印を付けて、等級を記入してください。

(21) 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

申告者と生計を一にする配偶者が下記の①または②に該当する場合は、氏名、生年月日、配偶者の合計所得、個人番号（マイナンバー）を記入し、該当する居住区分に☑印を付けてください。障害者控除を受ける場合は、(20)障害者控除の書き方を参考に記入してください。

①合計所得金額が58万円以下（配偶者控除の対象となる範囲）

②合計所得金額が58万円超133万円以下（配偶者特別控除の対象となる範囲）

※下記に該当する方は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用の対象外となります。

△合計所得金額が1,000万円超の方 △いわゆる内縁の妻など、事実婚の相手方

△配偶者が事業専従者である場合や他の納税者の扶養親族として扶養控除または障害者控除の対象とされている方

※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

(22)・(23) 扶養控除・特定親族特別控除

申告者と生計を一にする親族で、合計所得が58万円以下の方を扶養している場合は、その方の氏名、生年月日、続柄、個人番号（マイナンバー）を記入し、該当する居住区分に☑印を付けてください。障害者控除を受ける場合は、(20)障害者控除の書き方を参考に記入してください。

申告者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得が58万円超123万円未満の方がいる場合は、「特定親族特別控除」の対象となりますので、その方の氏名、生年月日、続柄、個人番号（マイナンバー）及び合計所得金額を記入し、該当する居住区分に☑印を付けてください。

なお、特定親族特別控除の対象となる親族は、扶養親族の人数には含まれませんのでご注意ください。

※別居の場合は、申告書最下部の「別居の扶養親族等に関する事項」に、氏名、住所を記入してください。

※親族が申告者の事業専従者である場合は適用対象外です。

(26) 雜損控除

損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類、損害金額、保険金等で補てんされる金額、差引損失額のうち災害関連支出の金額を記入してください。

※申告者や生計を一にする配偶者その他親族（総所得金額等58万円以下）の方は、災害や盗難、横領によって住宅や家財等に損失を受けた場合や、申告者が災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合に、一定の金額の控除を受けることができます。

(13) 社会保険料控除**(14) 小規模企業共済等掛金控除**

昨年中に支払った金額を記入してください。

金額については、保険会社等から送付される支払証明書や控除証明書等で確認してください。

(15) 生命保険料控除 (16) 地震保険料控除

下記に該当する場合は、該当する箇所に☑印を付けてください。

△現に婚姻していない方または配偶者が生死不明の方で、生計を一にする子（総所得金額等58万円以下）を有し、合計所得金額が500万円以下の方

※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がある場合は適用対象外です。

(20) 障害者控除

障害者手帳の交付を受けている方は、該当する手帳の種別に☑印を付けて、等級を記入してください。

(22)・(23) 扶養控除・特定親族特別控除

申告者と生計を一にする親族で、合計所得が58万円以下の方を扶養している場合は、その方の氏名、生年月日、続柄、個人番号（マイナンバー）を記入し、該当する居住区分に☑印を付けてください。障害者控除を受ける場合は、(20)障害者控除の書き方を参考に記入してください。

申告者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得が58万円超123万円未満の方がいる場合は、「特定親族特別控除」の対象となりますので、その方の氏名、生年月日、続柄、個人番号（マイナンバー）及び合計所得金額を記入し、該当する居住区分に☑印を付けてください。

なお、特定親族特別控除の対象となる親族は、扶養親族の人数には含まれませんのでご注意ください。

※別居の場合は、申告書最下部の「別居の扶養親族等に関する事項」に、氏名、住所を記入してください。

※親族が申告者の事業専従者である場合は適用対象外です。

(27) 医療費控除

同封の「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」（国税庁HPよりダウンロードできます）を記入し、申告書に添付してください。

支払った医療費または支払った特定一般用医薬品等購入費、保険等で補てんされる金額の欄に明細書の金額を転記してください。

※医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用となります。

※医療費通知を基に「医療費控除の明細書」の記載を省略する場合には、医療費通知を添付してください。

令和8年度(令和7年収入分)市民税・県民税兼国民健康保険税申告書

石垣市長 殿	現 住 所	石垣市字真栄里〇〇番地			資料番号
	令和8年1月1日 現在の住所	☑ 同上			通 し 番 号
	提 出 年 月 日	フリガナ	個 人 番 号	生 年 月 日	業種又は職業
年 月 日	イシガキ タロウ	1 2 3 4	大・昭 年 月 日	5 6 7 8 9 0 1 2	自 営 業
	氏 名	石垣 太郎			電 話 番 号
		大・昭 年 月 日			987-6543-2100
		平・令 42 年 12 月 18 日			続 柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※ 令 和 7 年 1 月 1 日 か ら 令 和 7 年 12 月 31 日 ま で の 内 容 を 記 載 し て く だ い	13	保 保 保 保	14 小規 保 保	15 生命 保 保	16 地震 保 保
	社会保険料控除	国民健康保険	240,000 円	後期高齢	240,000 円
	国民年金	120,000 円	その他	120,000 円	
介護保険	円		円	円	
17～20 本人控除	17 寡婦控除	18 ひとり親控除	19 勤労学生控除	20 障害等	21 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者
	□ 死別	□ 離婚	□ 生死不明	□ 未帰還	(学校名)
	□ 身	□ 精	□ 療	2	級
	氏名	石垣 夏子	生年月日	大・昭 年 月 日	配偶者の合計所得
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	40 7 7	600,000 円	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)
	障害等	□ 身	□ 精	□ 療	級
	氏名	石垣 二郎	生年月日	大・昭 年 月 日	居住区分
	扶養控除	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	12 11 25	□ 同居
	特定親族特別控除	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	16 4 27	□ 別居
	③ 石垣 春子	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	3 3 5	16歳未満
	④ 石垣 秋子	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	12 9 11	16歳未満
	⑤	個人番号		・	16歳未満
	26 損害の原因	損害金額	保険金等で補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	損害を受けた資産の種類
	27 医療費控除	支払った医療費	支払った特定一般用医薬品等購入費	保険金等で補てんされる金額	
		250,000 円	円	円	

※ 扶養控除等適用の方が別居の場合は、下の欄に氏名・住所を記載してください。
 ※ 「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。
 ※ 特定親族特別控除を適用する者のみ合計所得金額を記載してください。

事業	営業等	ア	円
農業	イ		円
不動産	ウ		円
利子	エ		円
配当	オ		円
給与	力		円
公的年金等	キ		円
業務	ク		円
その他	ケ		円
短期	コ		円
長期	サ		円
一時	シ		円
事業	営業等 (1)		円
農業	(2)		円
不動産	(3)		円
利子	(4)		円
所得金額	配給		円
合計 (1)+(2)+(3)+(4)	所得金額		円
総合譲渡・合	所得金額		円
社会保険料	所得金額		円
小規模共済等掛金	所得金額		円
生命保険料	所得金額		円
地震保険料	所得金額		円
寡婦・ひとり親	所得金額		円
勤労学生	所得金額		円
障害者	所得金額		円
配偶者(特別)控除	所得金額		円
扶養控除	所得金額		円
特定親族特別控除	所得金額		円
基礎控除	所得金額		円
(13)から(24)までの計	所得金額		円
合計 (25)	所得金額		円
合計 (26)	所得金額		円
医療費控除区分	所得金額		円
合計 (27)	所得金額		円
合計 (26)+(27)	所得金額		円

記入例

○申告に関する注意事項

- 会場での待ち時間を短くするために、申告書はご自宅で記入してください。なお、添付書類や経費等は、あらかじめ項目ごとに分類・整理し、合計額を計算してください。
- 申告期限が近づくと大変混み合いますので、比較的空いている2月中の早期申告をお願いします。
- 申告期間後の3月18日から5月31日までは、申告受付を停止します。
- 申告がないと、市県民税に関する証明書の発行ができません。また、各種行政サービスが受けられない場合があります。

別居の扶養親族等に関する事項 ① 氏名 石垣 二郎 住所 アメリカ ハワイ ② 氏名 石垣 三郎 住所 那覇市牧志〇一△一〇

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収支等について記入してください

5 納入の内訳

給与収入のある方で、源泉徴収票、給与支払証明書等がない場合の給与の証明として、勤務先に給与所得の内訳の記入・押印を依頼してください。

※記入する金額は総支給額（社会保険料、各種税金等を差し引く前の金額）です。

※源泉徴収票、給与支払証明書等をお持ちの方は提示してください。

6 事業所得（営業等、漁業）に関する事項

該当する箇所にそれぞれ記入してください。

※漁業従事者で、漁獲高証明書（漁協発行）がある場合には、必要経費の空欄となっている箇所に「漁協経費」と記入して経費の計上を行ってください。

7 不動産所得に関する事項

該当する箇所にそれぞれ記入してください。

8 事業所得（農業）に関する事項

該当する箇所にそれぞれ記入してください。

※農業従事者で、販売証明書（農協発行）がある場合には、必要経費の空欄となっている箇所に「JA経費」と記入して経費の計上を行ってください。

(A) 専従者控除の内訳

専従者控除を受ける場合は、事業専従者の氏名、続柄、生年月日、従事月数、個人番号（マイナンバー）、専従者控除額を記入してください。

※専従者控除額は、①または②のいずれか少ない金額です。

①配偶者：86万円（その他親族：50万円）

②（事業所得+不動産所得+山林所得）÷（専従者の数+1）

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

配分金（シルバー人材センター）、工賃、講演料等の収入がある場合に記入してください。

※シルバー人材、外交員報酬などの収入がある人は、家内労働特例の適用ができます。家内労働特例とは、必要経費を65万円まで適用できる制度です。

※実際にかかった必要経費が65万円を超える場合は、家内労働特例を適用できません。

10 総合譲渡・一時所得に関する事項

該当する箇所にそれぞれ記入してください。

※総合譲渡：分離課税（土地や建物、株など）の対象とならない資産（車両、貴金属など）の譲渡による所得
短期：5年以内の資産の譲渡
長期：5年を超える資産の譲渡

※一時所得：生命保険金の一時金や損害保険の満期返戻金などの一時的な所得

営業等、漁業、農業、不動産の所得がある方は、収入金額・必要経費の領収書等の書類・帳簿等の提示をお願いします。

石垣市役所 総務部 税務課 市民税係
TEL 0980-87-9025

▶ 必要経費の一例

租税公課	固定資産税、自動車税等
水道光熱費	水道料、電気料、ガス代等
通信費	電話料、切手代、電報料等
旅費交通費	宿泊費等の旅費、交通費等
広告宣伝費	新聞・雑誌・ラジオ等の広告費用等
接待交際費	取引先を接待する際の茶菓子飲食代等
損害保険料	火災保険料、自動車の損害保険料
修繕費	店舗・自動車・機械等の修理代
消耗品費	帳簿・ガソリン等の消耗品購入費、使用期間が1年未満か取得価額が10万円未満の備品購入費
福利厚生費	従業員の慰安、医療等のために支出した費用
給与・賃金	給料、賃金、退職金等
地代・家賃	店舗、工場等の敷地の地代や家賃等
雜費	事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

(B) 減価償却費の内訳

取得価額が10万円以上または使用可能期間が1年以上の建物、機械、器具等の費用が該当します。

▶ 家事上の費用について

家事分の費用については必要経費にはなりません。

家事関連費の家事分と事業分の区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

◎ 寄附金に関する事項

2,000円超の寄附をした場合は、寄付金額を記入してください。

※沖縄県の条例指定分は、沖縄県のホームページをご確認ください。

※石垣市の条例指定分は、石垣市社会福祉協議会への寄附金のみです。

11 所得のなかつた方の記入欄

①～④に該当する項目に□を付けて、必要事項を記入してください。

⑤に該当しない場合は、⑤その他に□を付けて、どのように生計を立てていたか具体的に記入してください。

※所得計算の基礎となる資料（源泉徴収票、収支内訳書、領収書、証明書等）を持参ください。

5 納入の内訳（パート・アルバイト勤務を含む）

〔印給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は〕
記入してください。
(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

令和7年分給与証明			
月	日 給	勤務日数	月 収
1	6,400 円	22	140,800 円
2	6,400 円	21	134,400 円
3	6,400 円	21	134,400 円
4	6,400 円	22	140,800 円
5	6,400 円	24	153,600 円
6	6,400 円	20	128,000 円
7	6,400 円	18	115,200 円
8	6,400 円	22	140,800 円
9	6,400 円	26	166,400 円
10	6,400 円	22	140,800 円
11	6,400 円	22	140,800 円
12	6,400 円	23	147,200 円
賞 与 等			0 円
合 計			1,683,200 円
勤務先所在地	石垣市美崎町○番地		
勤務先名	株石垣市商店	印	
電話番号	012-345-6789		

6 事業所得（営業等、漁業）に関する事項

※漁業者は、漁獲高証明書（漁協発行）を添付してください。

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

月	売上金額	仕入金額	必要経費	金額
1	701,311 円	301,372 円	租税公課	円
2	571,351 円	259,399 円	荷造運賃	円
3	585,973 円	266,132 円	水道光熱費・通信費	120,000 円
4	709,459 円	371,452 円	旅費交通費	円
5	600,715 円	311,393 円	広告宣伝費	円
6	671,459 円	453,597 円	接待交際費	円
7	892,915 円	561,498 円	損害保険料	円
8	1,012,345 円	672,315 円	修繕費・外注工賃	36,000 円
9	919,543 円	609,472 円	消耗品費（燃料等）	571,580 円
10	877,561 円	589,481 円	福利厚生費・研修費	円
11	795,647 円	417,891 円	給料・賃金	1,200,000 円
12	703,459 円	319,491 円	地代・家賃	360,000 円
計 ①	9,041,738 円	5,133,493 円	減価償却費（B）	178,900 円
期首商品（製品）棚卸高 ③				
期末商品（製品）棚卸高 ④				
売上原価 ②+③-④ ⑤	5,133,493 円		必要経費の合計 ⑥	2,466,480 円
事業所（所在地） 石垣市浜崎町○丁目○番地			総経費（⑤+⑥） ⑦	7,599,973 円
（名称） レストラン石垣島			専従者控除額（A） ⑧	円
			所得金額（①-⑦-⑧） ⑨	1,441,765 円

7 不動産所得に関する事項

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

科 目	金 額
収入金額	
賃 貸 料	3,600,000 円
そ の 他	円
収 入 計 ①	3,600,000 円
必 要 経 費	
租 税 公 課	147,000 円
損 害 保 険 料	円
修 繕 費	271,500 円
利 子 割 引 料	円
給 料 ・ 賃 金	円
地 代 ・ 家 賃	円
減 価 償 却 費（B）	円
必 要 経 費 計 ②	418,500 円
専 従 者 控 除 額（A） ③	円
所 得 金 額（①-②-③） ④	3,181,500 円

(A) 専従者控除の内訳

※専従者控除は、下記①と②のいずれか少ない金額

①配偶者860,000円（その他500,000円）

②（事業所得+不動産所得+山林所得）÷（専従者の数+1）

科 目	金 額
収入金額	
サトウキビ	7,815,735 円
必 要 経 費	
収 入 計 ①	7,815,735 円
必 要 経 費	
肥料・飼料・農薬費	3,873,440 円
種苗・修繕・材料費	590,127 円
消耗品費（燃料等）	888,826 円
土地改良費	円
農業共済掛金	円
専従者控除額（A） ③	500,000 円
所 得 金 額（①-②-③） ④	1,963,342 円

(B) 減価償却費の内訳

資産の種類	取得年月日	取得価格	耐用年数	償却率	償却期間	償却費

<tbl_r cells="7" ix="2"